

訴 状

2025年9月11日

静岡地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 小 川 秀 世

(当事者の表示) 別紙当事者目録記載のとおり。

◇損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金710万円(550万+160万)
貼用印紙額 金4万円

附 属 書 類

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 登記事項証明書 | 1通 |
| 2 | 証拠説明書及び甲号証 | 各2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金550万円及びこれに対する2024（令和6）年10月8日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 被告は、原告に対し、別紙・謝罪広告目録記載の謝罪広告を別紙・掲載条件により最高検察庁のホームページに掲載せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項について仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 事案の概要

- 1 原告は、1966（昭和41）年8月18日に逮捕され、住居侵入・強盗殺人・放火被告事件で起訴されて死刑判決を受け、1980（昭和55）年12月12日に確定したが、43年後に開始された同事件の再審公判において、2024（令和6）年9月26日、静岡地方裁判所から無罪判決を受け、検察官の控訴断念により、令和6年（2024年）10月9日に無罪判決が確定した者である。

被告は、最高検察庁をその機関としている。

- 2 本件は、畝本直美検事総長が同無罪判決に対する控訴断念を発表する際に公表した別紙「検事総長談話」（甲1。以下、単に「談話」ともいう。）の内容が原告の名誉を毀損するものであるなどとして被告に対し損害賠償を求める事案である。

第2 検事総長談話の公表に至る経緯

1 袴田事件

いわゆる袴田事件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、旧

清水市（現 静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家４名が殺害された住居侵入・強盗殺人・放火事件である。その犯人とされ、死刑判決を受けた元プロボクサーの原告（事件当時３０歳、現在８９歳）が無実であることを訴え続け、２０２４年１０月９日に再審無罪判決が確定した。その経緯は次のとおりである。

- (1) 第２次再審請求事件において、静岡地裁（村上浩昭裁判長）は、２０１４（平成２６）年３月２７日、犯行着衣とされた５点の衣類の半袖下着に付着した血痕のDNA型が原告とは異なるとした職権DNA鑑定の結果やみそ漬け実験報告書等新証拠と認めるなどして、５点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑いのある証拠であると認定して再審開始を認めた。同時に、「耐え難いほど正義に反する」として死刑並びに拘置の執行停止も決定し、原告は即日釈放された。拘置の執行停止に対する抗告も東京高裁（三好幹夫裁判長）が棄却した（判例時報２５６６号１５４頁、１８９頁）。
- (2) 検察官の即時抗告を受けた東京高裁（大島隆明裁判長）は、２０１８（平成３０）年６月１１日、検察官の即時抗告を認め再審開始決定を取消し、再審請求を棄却する決定を下した。但し釈放は維持した（判例時報２５６６号１９０頁）。
- (3) しかし、最高裁第３小法廷（林道晴裁判長）は、２０２０（令和２）年１２月２２日、同東京高裁決定を審理不尽の違法があり「著しく正義に反する」として取り消し、審理を東京高裁に差し戻す決定をした（判例時報２５６６号２２７頁）。
- (4) 再戻し後の東京高裁（大善文男裁判長）は、２０２３（令和５）年３月１３日、静岡地裁の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした（判例時報２５６６号２３９頁）。
- (5) 同年３月２０日、検察官は特別抗告を断念、再審開始決定が確定

し、再審公判に移行した。

2 再審無罪判決

静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、約1年半の審理を経て、2024（令和6）年9月26日、原告に対して再審無罪判決を言い渡した（甲2）。

再審無罪判決は、本件においては3つの証拠ねつ造があったと認定し、確定判決における重要証拠とされた5点の衣類及びズボンの端切れが捜査機関によるねつ造証拠であり、また、原告に対する取調べが非人道的で許されないものであったことを指摘した上でそれによって作成された自白調書もねつ造証拠であると断じた。

さらに清水郵便局で発見された紙幣等についても捜査機関によるねつ造と疑われると指摘した。

「そして、5点の衣類を除いた証拠によって認められる事実関係は、被告人が犯人であれば整合するといった程度の限定的な証明力を有するにすぎず、被告人以外の者による犯行可能性を十分に残すものである。以上によれば、本件の事実関係には、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは、少なくとも説明が極めて困難な事実関係が含まれているとはいえず、被告人が本件犯行の犯人と認めることはできない。」と結論づけた。

この結果、原告は、事件発生から58年を要して初めて「無罪」の言渡しを受けた。

これに対する控訴期限は、2024（令和6）年10月10日であった。

3 検事総長談話による控訴断念の公表

畝本直美検事総長は、2024（令和6）年10月8日、「検事総長談話」を最高検のホームページに掲載して公表し、無罪判決に対する

控訴断念を表明した。

この談話の内容は、同日午後、リアルタイムで報道され、新聞・テレビ・インターネットを通じて広く世の中に知れ渡った。

4 検察官による控訴権放棄（確定）

検察官は、2024（令和6）年10月9日、静岡地方裁判所に対して控訴権放棄申立書を提出（甲3）、これにより控訴期限である同年10月10日を待たずに無罪判決は確定した。

第3 検事総長談話の違法性

1 名誉毀損

検事総長談話は、以下のとおり、原告の名誉を毀損するものである。

(1) 談話は、①「袴田巖さんを被告人とする令和6年9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し、控訴しないこととしました。」とする「結論」、②「令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応」、③「静岡地裁判決に対する評価」、④「控訴の要否」、⑤「所感と今後の方針」で構成されている。

(2) 名誉を棄損するものであるか否かは、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる」か否かによって判断される（最2小判昭和31年7月20日等）。

そこで検事総長談話について検討する。

ア 談話は、②において、その冒頭「再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁決定には重大な事実誤認があると考えました」と述べている。

再審開始決定は原告を死刑に処した確定判決について再審を開始するものであるから、これは『4人を殺した犯人は袴田であるとした確定判決は正しいから、再審開始決定は間違いである』と

言っていることを意味している。

続けて、「改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、…再審公判では、有罪立証を行うこととしました」と述べている。

これは、『4人を殺した犯人は袴田であり、その証拠は十分である』ということの意味している。事実、再審公判において検察官は「有罪立証」をした。

イ そして、③では、「『5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けた場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。』と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」と指摘し、また「『5点の衣類』が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中に示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が『5点の衣類』を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」と述べ、まるで事実誤認を主張する控訴趣意書のように無罪判決を論難している。

無罪判決を論難することは、『無罪判決は間違っているから、4人を殺した犯人は袴田である』と述べていることを意味する。

ウ そして挙句の果てには、④において、「本判決は、…到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容である」とさえ述べている。

これは、『無罪判決は間違っているから控訴すべきものであり、控訴審で破棄させ、4人を殺した犯人は袴田であると認定させる

べきである』とイの意味をさらに明確にしたものであることは明らかである。

エ このように検事総長談話は、確定した再審開始決定や再審無罪判決を論難しつつ、その大部分を費やし、繰り返し『4人を殺した犯人は袴田である』と述べたのである。

無罪を言い渡された者を犯人呼ばわりすることは名誉毀損にあたることは議論の余地はないから、検事総長談話が原告の名誉を毀損するものであり、その毀損の程度は著しいものである。

オ ところが、同じ④で、「再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」と控訴しない理由を述べている。

これは、談話の大部分を費やして繰り返し『4人を殺した犯人は袴田である』と述べて来たにもかかわらず、一転その内容と論理的に全く整合せず、到底理解し難いものである。

そのため、この控訴断念の理由は、誰がどう読んでも、裁判所に責任を転嫁しながら、『本当は有罪なので控訴すべきだが、これ以上時間をかけるのは忍びないので控訴しない』、すなわち『お情けで控訴しない』というものとしか理解することができない。

カ 以上のとおり、検事総長談話はその見識を疑わせる著しく不適切で原告の名誉を棄損する違法なものであり、速やかに取り消すべきものである。

そして談話は、最後の⑤において、「本件の再審請求手続がこのような長期に及んだことなどにつき、所要の検証を行いたいと思

います。」とし、これに応じて最高検の検証結果報告書が公表された。

- (3) ところで、名誉毀損言論でも、事実の公共性、目的の公益性、摘示事実の真実性または真実相当性があれば、違法性や責任が阻却される（刑法230条の2）。これは「真実性・真実相当性の法理」と言われ、判例・通説である。

この法理は、国民の表現の自由を保障するために、名誉毀損的言論にも一定の限度で免責の余地を認めたものである。

しかし、検事総長談話は、検察庁という「国家権力機関」のトップが公務として行ったものであるから、表現の自由を保障する余地はない。憲法は国家権力機関に対し国民の人権を保障することを命じたものだからである。

このような国家権力機関による名誉毀損行為の場合に、国民の表現の自由を保障するための真実性・真実相当性の法理を用いることは背理であり、もし免責の余地があるのであれば、公表内容の真実性・公表の必要性・相当性など個別的な諸般の事情を総合的に勘案して判断することが相当である。

- (4) では、総合的に勘案して、検事総長談話が免責される余地があるか否かについて検討する。

ア 公表内容の真実性について

検事総長談話は、『4人を殺した犯人は袴田である』と公言するものであるから、それが真実だというのであれば検察側が立証しなければならない。

しかし、再審公判でその立証は失敗し再審無罪判決が下されたうえ、『4人を殺した犯人は袴田である』と述べた検察自身が控訴を断念したから、検察自らがその真実性を立証できないことを自

認したものである。

すなわち、公表内容に真実性が認められる余地はなく、『4人を殺した犯人は袴田である』と述べたことは事実と反する。

イ 公表の必要性について

検事総長「談話」は、法律上、公表が必要とされているものではない。

他面、本件は社会の耳目を集めた重大事件であるから、検察庁のトップとして無罪判決に対して「控訴しない」と公表する必要性は否定されない。

そして、一般的には、「検察の主張が受け容れられなかったことは誠に遺憾であるが、判決を尊重し控訴しない」あるいは「適切な控訴理由を見出し難く、控訴しないことにした」と自制的なコメントがなされる。

しかし、それ以上に、再審開始決定は事実誤認、再審無罪判決は控訴すべきものと述べるなどして『4人を殺した犯人は袴田である』と付け加える必要は全く認められず、そのように公表する必要性は認められない。

その意味で、検事総長談話は突出したものである。

ウ 公表することの相当性について

58年もの長きに渡り無実を訴え続けて来た原告がようやく無罪を言い渡された状況において、検察が控訴の断念を表明する際に、なおも『4人を殺した犯人は袴田である』と述べることは、そもそも公正とは言えない。

検察が控訴の断念を表明したということは、控訴をしても無罪判決を覆す見込みがなかったということに他ならない。そうであれば、自らの見込み違いを反省するならまだしも、なお『4人を殺

した犯人は袴田である』と述べることは、無罪判決を覆せない腹いせに原告に八つ当たりしたものとしか評価できず、その旨公表することに一片の相当性も認められる余地はない。

あまつさえ談話が述べる控訴しない理由は、前述のとおり『本当は有罪なので控訴すべきだが、お情けで控訴しない』としか理解できないものであり、無礼にも程がある許し難いものである。

その結果、さらに著しく相当性を欠くものになっている。

エ よって、検事総長談話に免責の余地はない。

(5) 以上が常識的な理解であることは、原告の弁護団を始めとして全国の弁護士会が次々と検事総長談話を批判する声明を発表したことから明らかである（袴田弁護団「これは控訴はやめておくが、袴田さんを冤罪と考えてはいないということであり、到底許し難い」、大阪弁護士会「袴田巖氏の名誉を毀損しかねないもの」、京都弁護士会「無罪判決が確定してもなお、その人を犯人と主張するかのような談話」、岐阜弁護士会「なおも袴田巖氏を犯人視するかのとき言動」、東京弁護士会「『判決には到底承服できず控訴すべき内容』などと表明しており、到底是認できる内容ではない」、山梨県弁護士会「無罪判決が確定したにもかかわらず、あたかもその人が犯人と主張するような談話を検事総長が発表すること自体、極めて不当」）。

(6) なお、静岡地方検察庁山田英夫検事正が、2024（令和6）年1月27日、原告宅を訪れて謝罪した際に「袴田さんを犯人視することはない」と釈明した。これが検事総長談話に対する世間の反発を意識したものであることは明らかであるが、談話について謝罪したものであるから、この釈明が検事総長談話の違法性になんら影響を与えるものではない。

さらに、同年12月26日に公表された最高検の検証結果報告書

では、「第1 はじめに」の末尾で「なお、以下の検討の中で、前述の再審公判における無罪判決の理由中の判示について論じる部分があるが、これは、あくまでも検察官の捜査公判上の問題点を検討するための前提として必要となる判示について論じたに過ぎず、もとより、無罪の結論を否定するものではなく、検察は袴田氏を犯人視していないことを改めて付言しておく。」と述べている。

これも検事総長談話に対する世間の反発を意識した付言であることは明らかである。しかし、付言した理由を明示していないばかりか、検証結果報告書の要点は検事総長談話に沿ったものである。しかも「理由中に示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり」とした点の論証を試みているが、無罪判決の説示を誤解しているため、成功していない。

結局、これまた談話の違法性に影響を与えるものではない。

- (7) よって、検事総長談話は、故意に名誉毀損に該当する違法行為を行ったものであり、国賠法1条1項に基づき被告は原告に対し損害賠償責任を負う。

2 「確定無罪判決尊重義務」違反

無罪判決確定後、国家機関はこれを尊重すべき義務を負う。

特に再審無罪の場合は、かつての有罪判決による汚名をそそぐため積極的な名誉回復措置が求められている（刑事訴訟法453条）。検事総長が無罪判決の事実認定を否定し被告人が真犯人であると公言することは、この義務に反し、刑事裁判制度を冒瀆する行為である。

無罪判決が確定した場合、無罪の言い渡しを受けた者は二度と犯罪者として処罰されることはない。そうであれば全ての国家機関は、無罪判決が確定した場合、それを尊重し受け容れなければならないのは理の当

然である。

とりわけ、再審無罪判決の場合、被告人は先の確定有罪判決によって国家権力から犯罪者としての烙印を押されてしまっており、国家としては、単に将来にわたって犯罪者として扱わないという消極的な義務にとどまらず、本来であれば積極的に犯罪者としての汚名をそそぐための回復措置を講じることが要求される。

これは刑事訴訟制度に内在する「確定無罪判決尊重義務」であり、かかる義務は憲法39条によって国家に課せられた義務であり、不利益再審を認めない再審制度の趣旨からも根拠づけられる（435条本文）。

そしてかかる義務は、公権力を行使する検察庁その他全ての国家機関に課せられた義務である。

にもかかわらず、国家機関たる検察庁が、自ら無罪判決を確定させる意思を表明する場面で、無罪判決の内容に誤りがあるなどと述べて『本当は被告人が真犯人である』と公言することは、無罪判決の確定という国家による雪冤の宣明を否定し、刑事裁判制度を冒瀆する行為であり、確定無罪判決尊重義務に違反するものとして到底許されない。

無罪判決確定により検察官の公訴権は消滅する。そうすると、控訴断念を公表することは無罪判決を確定させる意思の表明であり、その時点で無罪判決は事実上確定しているから、無罪判決の正統性を揺るがす発言は許されない。

よって、検事総長談話は、名誉毀損であるとともに、確定無罪判決尊重義務違反という独立の違法行為を構成するから、国賠法1条1項に基づき被告は原告に対し損害賠償責任を負う。

第4 原告の損害

1 慰謝料 金500万円

原告がどれほど理不尽な死刑判決と闘って来たのかは、獄中で書き

綴った「無実の死刑囚袴田巖獄中書簡『主よ、いつまでですか』」(甲4)を一読するだけで明らかである。その一部を以下に示す。

「確定囚は口をそろえて言う、死刑はとても怖いと。だが、実は死刑そのものが怖いのではなく、怖いと恐怖する心がたまらなく恐ろしいのだ。」(同70頁)

「息子よ、どうか直く清く勇気ある人間に育つように。すべて恐れることはない、そして、お前の友だちからお前のお父さんはどうしているのだと聞かれたら、こう答えるがよい。

僕の父は、不当な鉄鎖と対決しているのだ。古く野蛮な思惑を押し通そうとする、この時代を象徴する古ぼけた鉄鎖と対決しながら、たくさんの悪魔が死んでいった、その場所で(正義の偉大さを具現しながら)不当の鉄鎖を打ち砕く時まで闘うのだ。

息子よ、お前が正しい事に力を注ぎ、苦勞の多く冷たい社会を反面教師として生きていれば、遠くない将来にきっとチャンは、懐かしいお前の所に健康な姿で帰っていくであろう。そして必ず証明してあげよう。お前のチャンは決して人を殺していないし、一番それをよく知っているのが警察であって、一番申し訳なく思っているのが裁判官であることを。チャンはこの鉄鎖を断ち切ってお前のいる所に帰っていくよ。」(同115頁)

検事総長談話は、このように艱難辛苦に耐えて無罪判決を得た原告について、社会一般に対し『無罪は確定したが、なお袴田が犯人である』と繰り返し公言したものであり、原告の名誉を激しく毀損し、その名誉回復や社会復帰を著しく阻害した。これによって原告は甚大な精神的苦痛を被った。

しかも、検事総長談話は、法律家の組織である最高検察庁の長である畝本検事総長が公表したものである。しかし、法律家であれば、この談

話が原告の名誉を毀損するものであることは、直ちに理解できたはずである。まして、検察庁の最高組織が、法律解釈ができなかったはずがない。

とすると、畝本検事総長は、名誉毀損行為になることを承知の上で、このような談話を公表したものというべきであり、悪意による不法行為ということになる。

したがって、原告の精神的苦痛に対する慰謝料としては金500万円を以てすることが相当である。

2 弁護士費用 金50万円

原告は、本訴を提起するにあたり訴訟代理人として弁護士に依頼し、その費用を負担せざるを得なかった。これは前記違法行為と因果関係のある損害であり、その費用としては慰謝料額の10%である金50万円が相当である。

第5 謝罪広告

被告は、最高検察庁のホームページに検事総長談話を掲載して公表し、全国に報道させ流布したものであるから、それにより名誉を毀損された原告の被害は甚大である。したがって、被告に対し損害賠償の支払いを命じることだけでは到底足りず、民法723条に基づき、原告の名誉を回復する適当な措置も執らせることが必要である。

その措置としては、請求の趣旨2記載のとおり、別紙・謝罪広告目録記載の謝罪広告を別紙・掲載条件に従い、被告が管理する最高検察庁のホームページにおいて1年間掲載させることが相当である。

本件検事総長談話は同ホームページに今なお掲載され、その期間はほぼ1年間となっているからである。

第6 結論

よって、原告は被告に対し不法行為に基づく損害賠償として金55

0万円及びこれに対する不法行為の日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払い並びに民法723条に基づき請求の趣旨第2項のとおり謝罪広告の掲載を求め、本訴に及んだ。

証 拠 方 法

甲1号証 検事総長談話

甲2号証 無罪判決書

甲3号証 控訴権放棄申立通知書

甲4号証 「主よ、いつまでですか」無実の死刑囚袴田巖獄中書簡（抄本）

以上

(別紙)

検事総長談話

令和6年10月8日

○ 結論

検察は、袴田巖さんを被告人とする令和6年9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し、控訴しないこととしました。

○ 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応

本件について再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁決定には、重大な事実誤認があると考えましたが、憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました。他方、改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄することになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました。そして、袴田さんが相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも配意し、迅速な訴訟遂行に努めるとともに、客観性の高い証拠を中心に据え、主張立証を尽くしてまいりました。

○ 静岡地裁判決に対する評価

本判決では、いわゆる「5点の衣類」として発見された白半袖シャツに付着していた血痕のDNA型が袴田さんのものと一致するか、袴田さんは事件当時 鉄紺色のズボンを着用することができたかといった多くの争点について、弁護人の主張が排斥されています。しかしながら、1年以上みそ漬けにされた着衣の血痕の赤みは消失するか、との争点について、多くの科学者による「『赤み』が必ず消失することは科学的に説明できない」という見解やその根拠に十分な検討を加えないまま、醸造について専門性のない科学者の一見解に依拠し、「5点の衣類を1号タンク内で1年以上み

そ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。加えて、本判決は、消失するはずの赤みが残っていたということは、「5点の衣類」が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠 関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が「5点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。

○ 控訴の要否

このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われま。しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。

○ 所感と今後の方針

先にも述べたとおり、袴田さんは、結果として相当な長期間にわたり、その法的地位が不安定な状況に置かれてしまうこととなりました。この点につき、刑事司法の一翼を担う検察としても申し訳なく思っております。最高検察庁としては、本件の再審請求手続がこのような長期間に及んだことなどにつき、所要の検証を行いたいと思っております。

以上

(別紙・謝罪広告)

お詫び

検事総長畝本直美は、2024年10月8日、貴殿に対し静岡地裁が言い渡した再審無罪判決に対する控訴を断念する談話を発表した中で、「『5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。』と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」「それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が『5点の衣類』を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」などと述べ、「このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上訴審の判断を仰ぐべき内容であると思われまます。」と述べたが、これは無罪判決に誤りがあり、本当は貴殿が真犯人であり有罪であると述べていることに他ならず、これにより貴殿の名誉を著しく毀損いたしました。

ここに上記談話部分を取り消した上、貴殿に対し衷心よりお詫び申し上げます。

2025(令和7)年 月 日

袴田 巖 様

検事総長 畝 本 直 美

(別紙・掲載条件)

【掲載条件】

- ① 謝罪広告の大きさは、ホームページ全画面大とする。
- ② 年月日は謝罪広告掲載の日を記載する。
- ③ 文字の大きさは、「お詫び」、下段の「検事総長 畝本直美」、「袴田 巖様」の各文字は8 Pゴシック、その他の文字は8 P明朝とする。
- ④ 掲載箇所は問わないが、ホームページのトップページに「2024年10月8日の検事総長談話についてのお詫び」と題するバナーを設け、謝罪広告にリンクさせる。
- ⑤ 代表者の表示は、掲載時の検事総長の氏名をもってする。
- ⑥ 掲載期間は謝罪広告掲載の日から1年間とする。

以上